

第1章 「北九州市の地域福祉」の策定にあたって

【計画の名称】(計画初案/表紙)

「北九州市の地域福祉」

地域福祉計画には、地域住民や関係団体など、地域で暮らすすべての人々が地域の一員であることを再認識し、自分ができる範囲での見守りや支え合いなど、それぞれの役割を理解した上で主体的に取り組んで欲しいことも盛り込むこととしています。

そのため、計画名を「北九州市の地域福祉」とすることで、本計画が行政が取り組むことを定めるいわゆる行政計画とは異なり、地域住民や関係団体・行政等がともに、地域福祉の向上に向けて活動していくための指針であることを表しています。

【策定の趣旨】(計画初案/1頁)

《すべての北九州市民の願い》

誰もが住み慣れた地域で、健やかに安らぎを持って暮らすことができるよう、人と人とのつながりを大切にし、お互いに時には助けたり、時には助けられたりする関係やその仕組みをつくり、共に支え合う地域福祉のまちを実現していくこと

① 《これまでの取り組み》

- ・「北九州市高齢化社会対策総合計画」の策定 (平成5年～平成17年)
- ・「健康福祉北九州総合計画」の策定(平成18年)
- ・「健康福祉北九州総合計画」の改訂(平成21年)

② 《地域社会の変化》

- ・地域への愛着や連帯感の弱まり
- ・家族内の支え合いの低下
- ・地域とのつながりを求めない人の増加

④ 《これからの取り組み》

- ・住民一人ひとりが、地域でできることから取り組んでいく
- ・防犯・防災や自然環境の保護、清掃と一体となった地域での支え合いや助け合い
- ・地域住民や行政、地域の地縁団体、福祉事業者、NPO・ボランティアといった新しい地域の力などとの協働

③ 《地域の課題》

- ・社会からの孤立、虐待、認知症高齢者の増加や孤独死
- ・支援を必要としているにもかかわらず従来のサービスの給付要件に合致しない人の存在
- ・周囲からの支援を拒む方への対応
- ・身近にいなければ発見できない問題

【「北九州市の地域福祉」の位置付け】(計画初案/2頁)

(1) 計画の根拠法

「北九州市の地域福祉」は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」です。

(2) 基本計画との関係

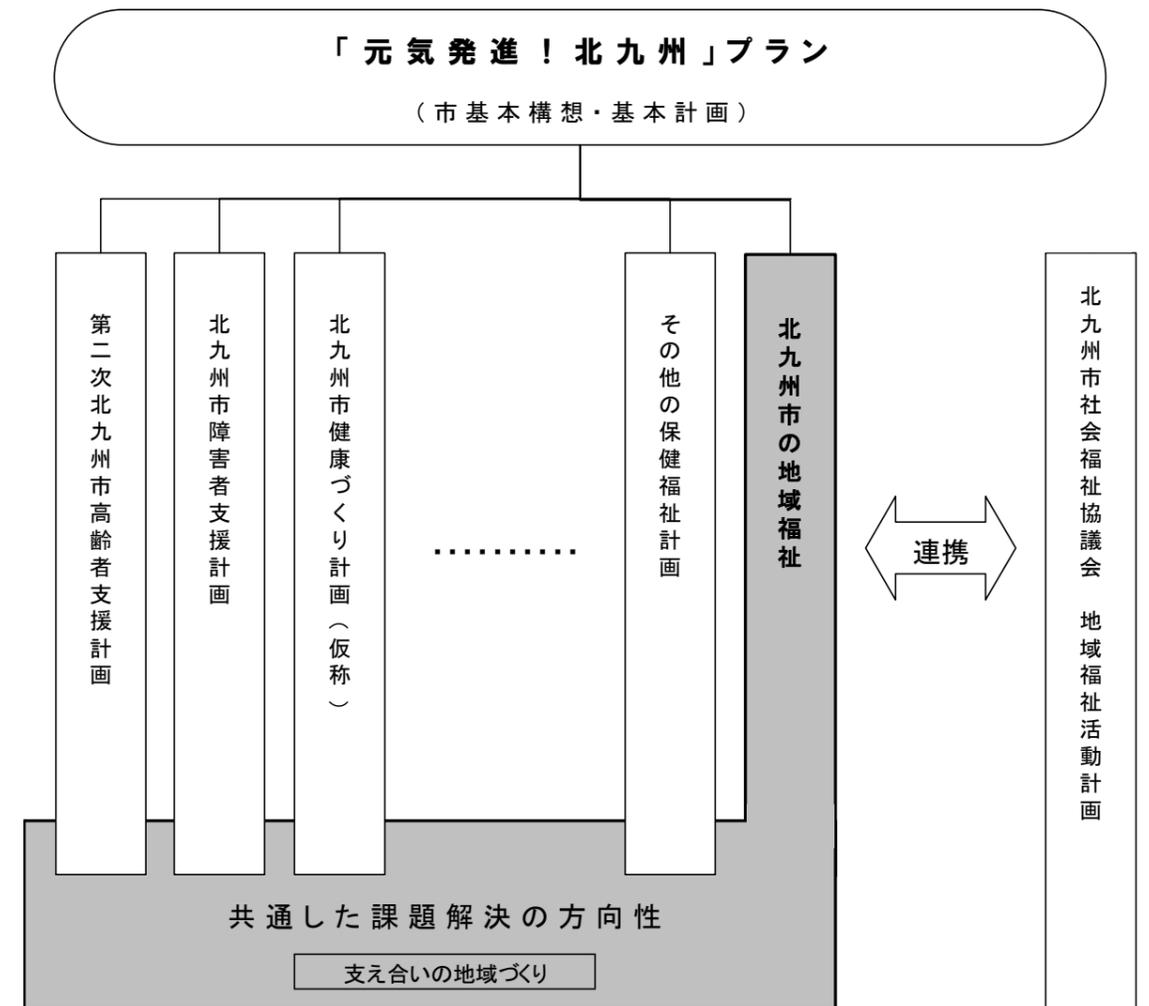
「北九州市の地域福祉」は、市の基本構想・基本計画である、「元気発進！北九州」プランの分野別計画に位置付けられます。

(3) 保健福祉の他の分野別計画との関係

「北九州市の地域福祉」は、地域において制度のすき間にあるような複雑な福祉の問題を、行政窓口や専門機関につなぎ、迅速に対応するための仕組みを定めるものです。そこで相談を受けたことに対して、提供する具体的なサービスの内容を定めるものが個々の分野別計画となります。

(4) 「地域福祉活動計画」との連携

「北九州市の地域福祉」は、北九州市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携を図り、地域福祉を推進していきます。



第3章 これまでの取組みと今後の課題(1)

【三層構造による地域福祉のネットワークの総括】(計画初案/4~6頁)

「三層構造による地域福祉のネットワーク」づくり

本市では平成5年4月に「北九州市高齢化社会対策総合計画」を定め、市全体を「地域レベル」「行政区レベル」「市レベル」の三層からなるネットワークで結びつけた「三層構造による地域福祉のネットワークづくり」に取り組み、それぞれのレベルにおいて、以下の拠点施設及び活動の主体となる団体を整備しました。

地域レベル (小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民福祉センター(地域住民の活動拠点) ※ 平成 17 年1月から「市民センター」に改称。 ● 市民センター(市民福祉センター)を活動拠点とする「まちづくり協議会」を設置。
区レベル	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健福祉センター(保健所と福祉事務所の統合) ※ 平成 14 年度にまちづくり推進部となり、平成 16 年度に区役所に統合。 ● 「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」を設置。
市レベル	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健福祉局(保健局と民生局の統合) ● 総合保健福祉センター(保健福祉センターの専門的・技術的支援拠点) ● ウェルとばた(主に民間の地域福祉活動の拠点)



それぞれのレベルにおいて、“活動の拠点”を整備するとともに“活動主体(人的ネットワーク)”を合わせて構築しました。

平成 20 年度までには市内全域で「市民センター(市民福祉センター)」の整備と「校区まちづくり協議会」の設置がなされ、基本的にすべての小学校区において市民活動の拠点と活動主体が置かれるという目標がおおむね達成されました。

「三層構造による地域福祉のネットワーク」を取り巻く状況の変化

<状況の変化>

- 「市民福祉センター」は、保健福祉に限らずさまざまな地域活動の拠点として位置づけられ、平成 17 年に「市民センター」と改称した。
- 「保健福祉センター」は、平成 14 年に「まちづくり推進部」に編入された。さらに、平成 16 年に区次長の管轄下に置かれ、区レベルの拠点としての名称がなくなった。
- 平成 12 年度の介護保険制度の導入に伴い、行政の「措置」から民間事業者との「契約」となり、行政と地域の関わり方に大きな変化が生じた。
- 小学校区5・6校区に1カ所「地域包括支援センター」を設置し、地域レベルの機能として位置付けたが、地域レベルの範囲が原則(小学校区)と合わないものとなった。
- 今後の地域福祉においては、小学校区よりも小さな生活圈域や地域を越えたつながりにも着目する必要がある。

地域の生活課題

- 見守り活動を行う人材の確保が困難な地域の存在。
- 家族や社会から孤立した状態での孤独死の発生。

→ 地域福祉ネットワークの重要性を再認識。



今後の方向性

<これまでの「三層構造の地域福祉のネットワーク」の成果の活用>

- 基本的にすべての小学校区に市民活動の拠点施設を設置し、住民の自主的な活動が行える状況が整っている。
- 「総合保健福祉センター」や「ウェルとばた」などが整備され、市民に定着している。



これまでに整備されてきた拠点や人的ネットワークをベースとし、いわゆる自助・共助・公助とその連携・協働をさらに発展させることにより、あらためて「地域福祉のネットワーク」の充実・強化を目指していきます。

第3章 これまでの取り組みと今後の課題(2)

【「健康福祉北九州総合計画」の主な成果と今後の課題】(計画初案/7~13頁)

〈市民自らの主体性を高める取り組み〉

〈地域福祉に関する理解の促進〉

- ◆ 福祉教育の推進
 - ・ 福祉・ボランティア教育用副読本の市内小・中学校への配布・活用
 - ⇒ 8割以上の学校で副読本を使用した授業を実施
 - 生徒の9割以上が「高い関心をもった」「興味はある」
 - ・ 男女共同参画副読本の市内小・中学校への配布
 - ⇒ 8割以上の学校で副読本を使用した授業等を実施

〈認知症や障害のある人に対する理解の促進〉

- ◆ 認知症サポーターの養成
 - ・ H21年度まで19,581人のサポーターを養成(政令市人口比1位)
 - ・ 情報誌を発行しサポーターの活動をPR、活動のフォローを実施
- ◆ 障害児の地域活動への参加
 - ・ 障害のある生徒・児童とない生徒・児童との地域での交流の実施

〈身近な地域福祉活動の支援〉

- ◆ 地域でGO!GO!健康づくり事業
(市民センターを拠点とした健康づくり事業)
- ・ 実施校区の拡大 H19年度:50校区⇒H21年度:75校区

〈市民意識向上の更なる推進と行動へのステップ〉

- ◎ 地域福祉の原点＝市民一人ひとりが地域福祉について理解し、地域の一員としての役割を理解すること
- ⇒ あらゆる機会を利用して継続して啓発を行う必要がある
- 【調査】 ◎ 地域の支え合いは必要・大切だ:83.9%
 - ⇔ 地域の支え合いを実感している:48.3%
 - 隣近所の人への手助け・手伝いの経験:46.4%が「全くない」
- ⇒ 身近な行動へと結びついていくような啓発が必要

〈多様性の理解〉

- ◎ 近年の福祉施策の方向性
 - ＝要介護状態になっても障害があってもできる限り住み慣れた地域で生活できるような支援を充実
- ◎ 地域では年齢や障害などにかかわらず、誰もが時には支える側となり、時には支えられる側となる
- ⇒ 地域で暮らす人の多様性についての一層の理解が必要

〈住民の地域福祉活動の基盤整備〉

〈地域福祉活動の担い手の養成支援〉

- ◆ 生涯現役夢追塾の開講
- ◆ 年長者研修大学校に“地域リーダーの養成コース”を開講
- ◆ 健康づくり推進員の養成(H21年度までに585名)
- ◆ 市民後見人の養成(H21年度までに47名)
- ⇒ 地域で積極的に活動する人材の育成支援

〈地域福祉ネットワークの充実・強化〉

- ◆ いのちをつなぐネットワーク事業の開始
 - ・ いのちをつなぐネットワーク担当係長16名の配置
 - ⇒ 地域の会合へ出席(H20~21:2,865回、参加者延べ約48,000人)
 - ⇒ 1,500件を超える個別の相談を受け付け、必要な行政サービスへのつなぎや見守り体制づくり
 - ⇒ 地域関係者、特に民生委員との連携の強化
- 【調査】 ◎ いのちをつなぐネットワーク事業の認知度
 - ・ 「知っている」「聞いたことはある」の合計が50.9%
 - ⇒ 事業が徐々に地域へと浸透している

〈もしもの時の助け合い〉

- ◆ 災害時要援護者避難支援事業
 - ・ 事業の全体計画・マニュアルを策定
 - ⇒ 要援護者の個別避難支援プランの作成を開始

〈継続的な地域福祉活動に対するフォローアップ〉

- ◎ 地域福祉の担い手の育成を支援する各種事業を実施
- ⇒ 研修等の終了後の継続的な活動に向けたフォロー体制の整備

〈地域活動の活性化〉

- 【調査】 ◎ ボランティア活動をしたことがない:68.3%
 - 地域活動への参加していない:63.1%
 - ◎ 地域活動の活性化の方法:“情報入手の仕組み”45.6%
- ⇒ 活動に関する情報を入手しやすい仕組みが必要

〈地域福祉ネットワークの充実・強化〉

- ◎ いのちをつなぐネットワーク事業
- ⇒ 速やかにサービスにつなぐための行政内部の組織的な対応の強化
- ⇒ 地域関係者とのネットワークのさらなる充実
- ⇒ これまでの成果と課題を整理し事業をより充実・強化

〈友人・知人など地域の範囲を超えた支え合いの存在〉

- 【調査】
- ◎ 見守りをしてほしい相手:「家族・親族」の次は「友人・知人」(33.3%)
- ◎ 福祉についての相談相手:「友人・知人」が最も多い(42.7%)
(家族・親族以外)
- ⇒ 地域を越えたインフォーマルな関係も地域福祉の重要な役割を担う

〈行政サービスの適切な運営・提供〉

〈相談窓口の充実〉

- ◆ 地域包括支援センターの設置
 - ・ 高齢者の総合相談窓口として年間20万件を超える相談
 - ・ 窓口の職員の対応の満足度:77.5%(H19介護予防実態調査)
- ◆ 各種相談窓口の充実
 - ・ 自殺予防の電話相談、ひきこもり地域支援センター、認知症コールセンター

〈サービスの質の向上に向けた取り組み〉

- ◆ 保健福祉オンブズパーソン事業の開始
- ・ 保健福祉サービスに関する苦情を第三者機関が簡易、迅速に処理

〈適切なセーフティネットの構築〉

- ◆ 生活保護行政検証委員会の設置
 - ・ 生活保護の「入口」「出口」を中心とした生活保護行政のあり方に関する提言
- ◆ 生活保護行政フォローアップ委員会の設置
 - ・ H19の生活保護検証委員会の提言に沿って「概ね改善されている」
- ◆ ホームレスの自立支援
 - ・ 「ホームレス自立支援センター北九州」の開設
 - ⇒ H21年度までに600人以上入所、その6割以上が就労により自立

〈医療・救急体制の充実〉

- ◆ 小児救急医療体制の充実
 - ・ 小児医療に対する高い評価(NPOによる評価では政令市第1位)

〈サービスを提供するための相談・支援体制の充実〉

- 【調査】 ◎ 必要な時の福祉サービス情報の入手
 - ・ (どちらかといえば)情報が入手しにくい:45.9%
 - ◎ 相談体制の整備についての考え
 - ・ 身近なところで気軽に相談できる方がよい:50.7%
- ⇒ 必要に応じて必要な情報が入手できる体制づくり
- 気軽に相談でき、必要なサービスにつながる相談体制が必要
- 必要なサービスが迅速に提供されるような支援体制の整備

〈多様な主体との協働〉

- 【調査】 ◎ 地域福祉を充実させていく上での行政と地域住民との関係
 - ・ 行政の責任であり地域住民の協力は不要:4.8%
 - ・ 地域住民も積極的に取り組むべき:45.0%

【地域福祉のあり方研究会報告書】

- ◎ 多様な民間主体が担い手となり、行政と協働しながら、きめ細かな活動により生活課題を解決する
- ⇒ 多様な主体との協働によるサービスの質の向上・多様化
- ⇒ 将来的には行政が行っていた領域に様々なサービス提供主体が加わり、協働によって課題解決にあたる必要がある

※ 【調査】は「北九州市地域福祉に関する市民意識調査」から抜粋した結果を示す

第4章 計画の基本的な考え方

【地域福祉の推進にあたっての考え方】(計画初案/14頁)

地域のさまざまな課題を解決していく上では、「自助」「共助」「公助」の役割を一人ひとりが理解し、適切なバランスを保ちながらそれぞれが積極的に役割を果たしていくことが必要です。

自助	市民一人ひとりが地域福祉の大切さを理解し、日常生活の様々な課題について自らの判断により主体的に解決を図っていくこと。
共助	個人や家族だけでは解決が難しいことについて、地域の住民同士や地域で活動する団体同士で、助け合い、問題の解決を図ること。
公助	個人や地域住民だけでは解決が難しいことについて、行政など公的機関が対応を行うこと。

※本来、「共助」は社会保険のような制度化された相互扶助のことを指しますが、「北九州市の地域福祉」では地域における助け合い・支え合いという意味で「共助」という言葉を用います。

【基本理念】(計画初案/15頁)

市民一人ひとりがきずなを結び 共に支え合う地域福祉のまちづくり

- 住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすためには、市民の一人ひとりが地域を構成する一員であることを再認識し、地域で暮らす住民同士がお互いのきずなを結び、助け合い、支え合う関係を再構築していく必要があります。
- 地域には様々な方が暮らしており、福祉サービスに対するニーズも異なります。地域で暮らす様々な人々の差異や多様性を認め合い、支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、地域社会への参加と参画を促し、ともに生きる社会をつくっていかねばなりません。
- 「北九州市の地域福祉」では、地域住民一人ひとりがきずなを結び、地域の生活課題に主体的に関わり、共に語り、共に考え、共に行動することで、共に支え合う地域福祉のまちの実現を目指します。

【基本目標】(計画初案/16頁)

市民一人ひとりがきずなを結び
共に支え合う地域福祉のまちづくり

地域福祉意識の醸成と支え合いの関係づくり

市民の地域福祉に対する意識の醸成を図るとともに、身近な地域の住民同士がきずなを結びながら地域の生活課題を互いに共有し、それぞれができる範囲で共に支え合う関係をつくることを目指します。また、地域で積極的に活動する人材の育成を支援します。

地域福祉活動への参加とネットワーク化の促進

地域で活動する様々な団体同士のネットワークを強めるとともに、ネットワークを構成する団体への参加の促進や、既存の団体の活動の支援を行います。

必要なサービスを適切に提供するための仕組みづくり

地域における福祉の課題に対する情報や相談をしっかりと受け止め、迅速に対応ができるよう、行政の窓口や支援体制の充実強化を目指します。

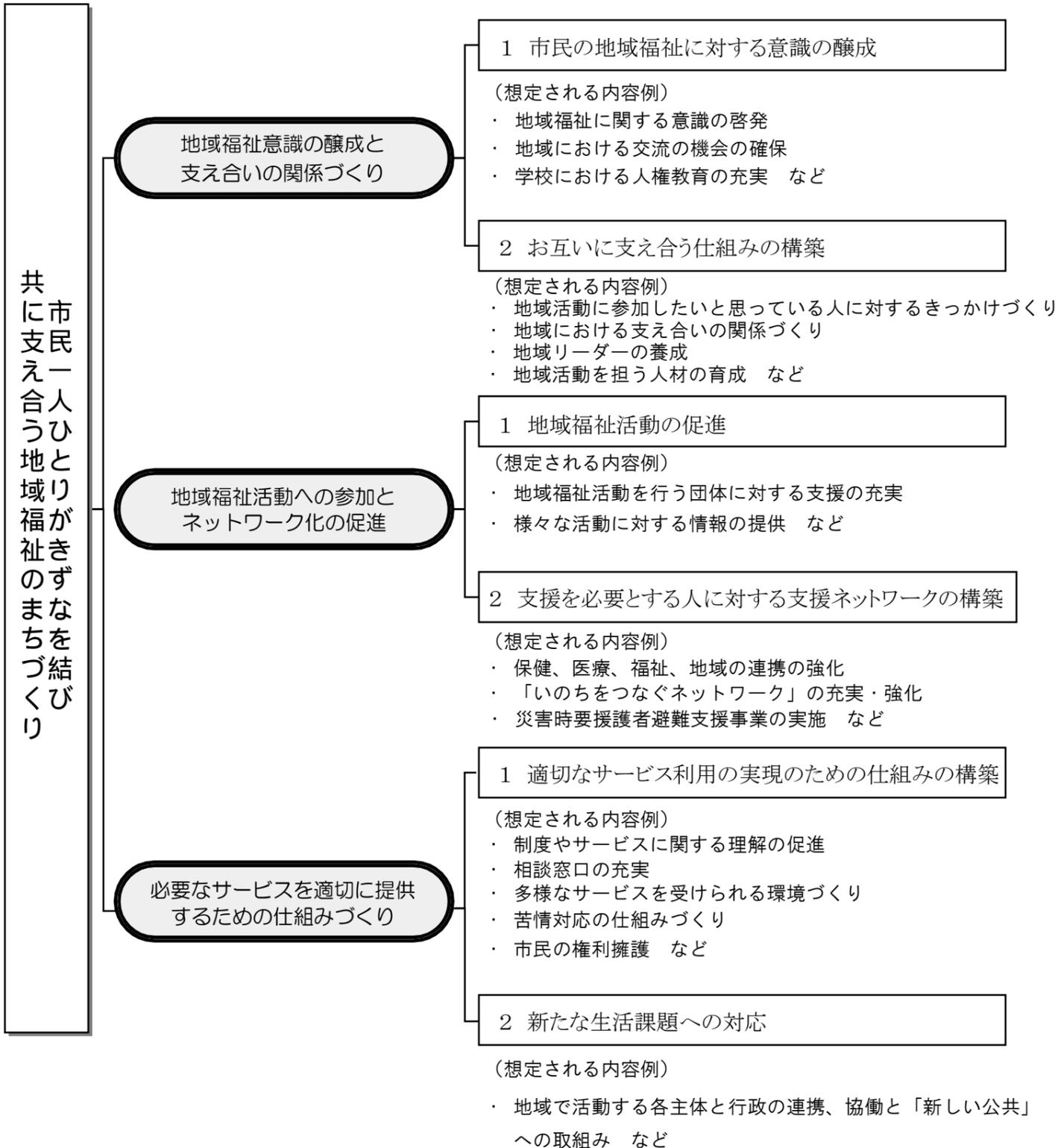
また、公的なサービスではすぐには対応しきれないような生活課題に対して、ボランティア団体やNPO団体等と行政が連携し協働することで、より柔軟で即応性の高いサービスを提供する体制づくりにも取り組みます。

【計画の体系】(計画初案／18 頁)

【基本理念】

【基本目標】

【取組の方向性】



【計画の期間】(計画初案／19 頁)

- 「北九州市の地域福祉」の期間は平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 10 か年とします。計画期間中であっても、地域をとりまく状況に大きな変化があれば、見直しを行います。

【地域福祉を推進するための地域の範囲(圏域)の考え方】(計画初案／19 頁)

- 日常的な「見守り」や「声かけ」といった活動は、より身近な地域で行うことが想定されています。また、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターなど、新たな圏域を想定した地域福祉の拠点が整備されています。さらに、今後、友人や知人など地域を限定しないつながりが地域福祉の有効なネットワークになると考えられます。
- 「北九州市の地域福祉」では、これまでの「三層構造による地域福祉のネットワーク」により整備された活動拠点と活動主体を基盤として、市民同士のつながりの実態や地域の特性や実際の活動内容に応じて、適切な“地域”の範囲をより柔軟に想定することで、住民による身近な地域福祉活動を一層促進するとともに、地域の生活課題に対応できるよう各種施策を推進していきます。